1968年度第58回宜野湾市議会臨時会会議録.

1. 1968年5月14日.第58回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。
1番.伊保清安. 2番.天久盛雄.
3番.石川真六 4番.渡名喜庸仁.
5番.宮里敏行. 7番.比嘉盛栄.
8番.又吉正弘. 9番.棚原憲信.
10番.稲嶺正康 12番.大川昇
13番.知名朝弓. 14番.崎間正篤.
15番.仲村春仁. 16番.武島行男.
17番.佐喜真弘 18番.比嘉義定
19番.宮城盛昌 20番.伊佐徳次郎.
21番.仲村盛光. 22番.古波蔵清次郎.

3. 欠席議員は次のとおりである。
11番.安次富盛信.

4. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。
市長 島袋全一 助役 沢岻安一.
収入役.奥里将俊.総務課長.呉屋.好永
税務課長.仲村春信.農林課長.崎間政光
都計課長.知花義雄.建設課長.島袋善信.

6E-948

5. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

局長 未吉健男、
書記 島袋真由、
〃 比嘉定治、

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。
〃 第2. 議事録署名議員の指名について。
〃 第3. 議案第20号 1968年度宜野湾市一般会計収入支出追加更正予算について。
(総務委員会報告)
〃 第4. 議案第21号 市債を起すことについて。
(埋立特別委員会報告)
〃 第5. 議案第22号 公有水面埋立事業費を継続費とすることについて。
(埋立特別委員会報告)
〃 第6. 議案第23号 宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算について。
(埋立特別委員会報告)

BE-949

議長

出席18名であります。市町村自治法の第53条の規定によりまして、議会は成立いたしております。よって只今より第58回宜野湾市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
(10:10)

議長

暫く休憩いたします。(10:10)
再開いたします。(10:11)

議長

日程第1、会期の決定についてをお諮り致します。5月19日本日1日としたいと思いますが他にご意見ございませんか。

議長

ご意見ございませんので、5月19日、1日間と決定致します。

議長

日程第2、会議録署名議員の指名について、お諮り致します。慣例により議長が指名を致します。
9番の渡名喜庸仁君、11番の宮城盛昌君にお願いをいたします。

BE-750

議長
暫く休憩いたします。(10:14)
再開いたします。(10:14)

議長
日程第3. 議案第20号 1968年度宜野湾市一般会計収入支出追加更正予算についてを議題といたします。本案については第57回臨時会におきまして総務常任委員会に付託なりまして議長のところまで報告が参っておりますので休憩して事務局長より朗読させます。

議長
暫く休憩いたします。(10:15)
再開いたします。(10:15)

総務副委員長
委員長が本土へ渡航中でありますので私代ってご報告申し上げます。去った8日の本会議で総務委員会に付託されました。議案第20号1968年度宜野湾市一般会計収入支出追加更正予算について当局から助役、税務課長の出席を求めて審査致しましたところ

了原案通り妥当であるとして、決定いたしました。以上報告申し上げます。

議長
本案に対する質疑を許します。

12番
去った臨時会において1968年度一般会計才入才出追加更正予算について才出の方の11款について色々論議されました。
そして委員会の報告では原案通り妥当であると報告されておりますが、この前問題になった才出の11款について詳しい説明を願います。

議長
暫く休憩いたします。(10:20)
再開いたします。(10:21)

総務課長
これは特別委員会で審査されていますので。

1番
この議案才20号この議案が上程される際、当局の説明

6E-752

によりますと、4款土木費の中の公営住宅費、補償費3,133ドルの計上した説明をやってありましたが説明の中に建物1棟豚舎これの立退補償費として3,133ドル計上されています。その当時の説明は額は双方とも合意に達した用地は本人自分で探してその立退する時期は未定であると言う説明でありましたが。これについて更に詳しく委員会で検討なされたかどうか。

総務課長
家屋の方は主の方が宅地は自分で探して移動する今のところこれは何時出来ると言う事は解っていません。

1番
当局が説明した通りですね。

総務課長
はい。

1番
この席で当局に更にお伺いしますが、この用地の立退の折

6E-763

衝経過についてもう少し詳しく説明願います。

市長

日にちは何日と言うのは省略させていただきます。これは隨分長いこと折衝致した訳でありますが直接参りまして本人、家族一緒になりまして折衝をしてあります。回数にして私も5、6回参りまして、その立退の問題につきまして折衝しまして助役、財政係長、総務課長別個の場合一緒の場合もありまして相当、長い時間をかけまして折衝した訳であります。金額の問題でありますが本人に損害をさせない様に勿論でありますが家を移転させる場合に精神的な苦労は当然、やってもらわなければいかんから公営住宅をここに建設するためには是非貴方の家を立退いてもらわんと計画通りの仕事が出来ないし一般の住宅を欲しがっている方達の要望にも答えるために是非立退いてもらいたいと言う様な事で折衝を続けた訳であります。

6E-754

党委員長からお話しのありました様に立退く場所はまだ決定してありませんけれども、土地は自分~~は~~で探すと言う事になりまして予算は計上してある訳であります。

1番
この件につきまして一札取交してありますか。口頭ですか。

市長
口頭であります。もう1つこれも同しく公営住宅の件であります。前の説明を聞きますと、4階建が第2次でございます。4階建が2棟の計画が3階建の2棟になったとの説明でありますがこの計画を変更した最大の理由は何であるか説明を願います。委員会で話し合ってなければ当局の説明を願います。

市長
これは当初議案提出した時説明申し上げた通りでありまして政府予算の削減で4階を3階に2棟ともした訳であります。

6E-785

1番。
例の琉球政府の手入欠陥でそうなったのですか。

市長
それもあったと思いますが、政府から当初は4階の計画でありましたけれども途中で3階に変更なりました。又我々としても余り高過ぎて上り下りも無理な点があるんじゃないかと考えて政府の言う通り3階にしてあります。

1番
政府の変更せよう言う事で、それが政府の手入欠陥によるものが大きな原因だと解してよろしいですか。

市長
それは手入欠陥であるか、はっきりした事は解りません。多分そうじゃないかと思っております。

3番
関連して質疑をいたします。この理由が只今の質疑応答で

問題にされた件でありますが才入欠陥であるか、どうか。そう思われると言う説明でありますがこの事業がもし引っかかったりなんか途中で放り出したりなんかしないで順調に進んでおった場合にもこう言う問題が起り得たかどうかそのへんに対しては、どうお考えになっておりますか。

市長
その通りであります。

3番
その通りとおっしゃるのは。

市長
これが順調に進んでおったらと。順調に進んでいても3階に変更になると別にあれとは関係ありません。

3番
3階に縮めても年度内工事が危ぶまれております。従いまして、4階建当初の計画を進めていった場合に果して年度内支出が出来るか、出来ないか

6E-757

年度内執行が可能であるかでないかについて、私は政府は宜野湾市に対して疑いをもっていたと思います。そこで予めそう言う風なとばっちりを食わないために理由を説明しないために補助金の削減と言う政策に出たのではないか。私がお聞きしたいのは、その点でありますが。

市長
現在作っている部分と一寸、これは今年度予算で今かかつくるものであります。

3番
しかし政府は政府独自の考えでは、予算支出は出来ないはずであります。丁度この地方議会と同し様に飽くまで立法院の可決が必要であります。順調に渉らなかった。そう言う地方自治体の政府補助金を仰いで完成すべきである建物が順調に出来ない場合に対して立法院の事前の了解を得ないで政府はそのまま支払をするしてみたりいいか。

6E-752

減な工事に対しても支出はゆるんだと言う事は丁度時期が時期でありますので、政府だって幾ばくかは警戒するはずであります。そのへんと事情が関係なかったかどうか、私はその点を知りたい訳です。
しかし4階建をする計画で宜野湾市としては相当場所的にも最初から問題をかもしているこの公営住宅問題でありますが、これを政府の補助金を出すと言う立場で出発はしたものの こう言う風な状態になった場合、当初の計画通り補助金を出さないで4階建じゃなくて3階建と言う為にはそれ相当の理由がなくちゃいかないはずであります。市長の説明は才入欠陥によるものであるかどうか、そう思われるんだがはっきりした事は解らないと、そう言った様な安易な全く軽率な物の考え方でいいのか、悪いのか、2坪、3坪の掘立小屋をつくるのとは違います。4階建をそれでいいんだと認めたからこそ、

6E-759

補助金も取りつけられたはずですし、それが途中になって4階ではなく3階にしてくれと言う事は例え仮に市長が想像している様に収入欠陥であるにせよ、政府の地方自治体に対する圧迫、干渉であります。最初約束取りつけた金額は当然4階建に関する補助金を獲得すべきである。市長自身の方からこれ宜野湾市側に事情があるから、当初の4階建を変更して3階建にしたいからその様に政府でも宜野湾市の政策と歩調を合わす様にやってくれと言った様な働きかけはしませんでしたか。

市長

これはやってありません。

3番

これは4階建を3階建にすると言う政府の意向なるものは、指令であるのか、~~助~~助言であるのか、単なる間接的に宜野湾市をしてそう思わす様な素振りをしたのであるか、具体的に説明を願います。

6E-760

市長.

そうでなくして当初は話し合いで進めて参りまして、この他の地域にもつくると言う様な事もあった様でございまして4階になりますとこちらの方でも一寸高過ぎると言う懸念もありますし、又政府からの助言もありましたので3階建にしていいと言う事に決定した訳であります。

3番.

4階では高過ぎると言う様にお答えになったのは3階まで建てから解ったんですかね。最初から4階になるとどれ位の高さである。3階になるとどれ位の高さであると言う事はそれぞれ専門的立場の人がその立場から判断したはずであります。3階建てた項になかなくちゃ4階になると高過ぎると言う結論は出せなかったのであるのか、もう一つお聞きします。この問題は請負業者の契約通り履行しなかった事と関連はあります

せんか。

市長
当初は4階建の高さと言うのは解ってありますけれども政府かかのそう言った事もありまして3階でいいだろうと言う様にした事であります。

3番
政府かかそう言う風な事があると言うのは。もう一でん確めたいですが書面による指示ですか。

市長
いや最初は話し合いで呼ばれていた訳です。

3番
最初その様な考え方を即ち4階建の当初計画を3階建に改めた方がいいと言う最初打出したのは政府側ですか。

市長
そうです。

3番

6E-962

その場合の理由は全然示さなかったんですか。

市長
他の地域にもまわさなくちゃいかんから今回は3階にしてくれやんかと言う事で3階にした訳であります。

3番
そうすると今後も同し様な事に注意しなくちゃいかんと言う事になりますが最初これこれの事業を宜野湾市でやるんだが補助金は幾らだすか。政府にあ伺いたてたところこれ位の補助金は出すからやりなさい。お互いにそう言う風な取替しをしてそうして政府からの補助金が幾らあると言う訳で工事に着手はしたものの途中でそう言う風な今度の公営住宅みたいに理由もはっきり示されないままに工事変更を向こうから指示された場合色んな大きな工事を思いきって工事を推進することは出来ないと言う事になりますがこれに対してどうお考えでありますか。

6E-763

市長

今後そう言うことがない様に当初から計画ですうと進めていきたいと考えています。

3番

政府の補助金はお願いして何も恵みで~~政~~我々が受領するんでありません。当然の資格、権利でもって受領するのでありますから政府がどう言う態度をとろうが宜野湾市の見解と一致しない場合には勇気を出して相手~~を出して~~の考えをしりぞけて、宜野湾市の考え方を向こうに納得させる様なもう少し積極的な姿勢が欲しいと思いますが、それを出来ないのは那辺にあるのか。市長が特定政党に所属しているから、それの精神的拘束を受けているのであるかどうか、というですか。

市長

そう言う事はございません。

3番

6E-764

ありませんか、この問題に関して市長の考え方は大体解りましたので以上であります。

12番
同し問題であります。土木費の中の3目、同じく引節の建物の移転この移転費が3,133ドルとなっています。この額に対しては双方とも妥結なさった訳ですね。立退の時期についてはまだはっきりしていませんか。

市長
先申し上げました通り土地は向こうが探してからやりますので何時と言う日にちは解りません。と申し上げますのは着工してから相当期間をかけても大丈夫だと言う様な考えで。

12番
相手は米須さんですね。

市長
そうです。米須さんに賃貸借させた賃貸借の期限のきれるのは何時ですか。

68-765

助役.
69年12月31日と契約書にはなっていると思います。

12番
これは契約期間が10年となっておりますのでいわゆる無効契約になる訳であります。

12番
賃貸契約書の原本をみせてもらいたいと思います。

議長
暫く休憩いたします。(10:43)
再開いたします。(11:47)

議長
質疑もつきた様でございますので打切る事にご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ないと認めます。以上で委員長の報告も終ります。本案についての討論を求めます。

6E-766

議長

討論も省略することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議ないと認め討論を省略いたします。
議案第20号 1968年度宜野湾市一般会計補正予算について表決に付します。
委員会案通り可決する事にご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議ございませんので委員会案通り可決決定致します。

議長

次は日程第4 議案第21号市債を起すことについて、本案は去った第57回臨時会におきまして埋立特別委員会に付託してありまして議長のところまで報告書が参ってありますので休憩中に局長をして朗読

6E-769

致させます。

議長
暫く休憩いたします。（11：11）
再開いたします。（11：12）

議長
本案に対する埋立促進特別委員長の報告を求めます。

埋立促進特別委員長
ご報告いたします。内容については只今事務局から報告された通りでございます。去った臨時会の席上におきまして経過についても色々ご説明しましたので本案に対しての報告は別にこの内容でいいんじゃないかと考えております。他に質疑がございましたらその節お答え致したいと思います。
問題は早く工事にかかる為の一つの手段として当然、そこに予算の裏づけがないことにはどうにもなりませんので、それに基くところの市債を起す決議の問題であります。
よろしくお願いします。

6E-968

議長
本案についての質疑を許します。

19番
大体でよろしいですか。坪評価幾ら位ですか。

委員長
~~議長~~
大体これは1リューベ当り70セントから1ドル50セントと言うのが浚渫による埋立の単価であります。

19番
これと関連して地先の近くの田畑の埋立は考えられていますか。

市長
そうであります。これは地主の問題でありますので地主と折衝をしてその周辺の田んぼが荒廃地になっているところがございますのでそこも埋立していこうと考えています。

19番
話し合いなんか持たれていますか。

6E-769

市長
具体的にはまだ持っていません。

3番
今のご答弁でありますが、これは地主の問題であると~~誌~~言う説明でありますが宜野湾市の都市計画事業とは何等関連してないと言うお考えですか。

市長
都市計画事業の中に入るんでございまして地主と問題と言いますのは個人のものでありますので充分地主に相談して埋立をやって都市計画区画整理をやる様に考えております。

3番
区画整理にしろその他都市計画にしろ地主の方から当局に具体~~的~~案をその様に実施したいんだがやってくれるか我々が実施するからと言った様なもちかけがなければ当局はこの問題にノータッチと言うお考えですか。

6E-770

市長.

どうしても、こちらの方から、積極的に市の計画に沿って地主の説得にあたらなければいかないと又、そうやらなければ地主の申出を待つと言う事は非常に遅くなりますので、こちらから積極的にやる積りです。

3番.

相手をして何事の場合でもそうでありますが説得する為には、説得する側において大まかな具体案なるものは、既に決論は出されていなくちゃいかないと思いますが、いわゆる計画が存在しなければ何を相手に説得するのであるのか、そのへんがどうもぼやけておりまして、関係地域の利害関係者も当局から他の地区の区画整理事業と同じ様に当局の方で具体案を練ってそれを関係者に示すだろうと言った様な考え方が多分にあると思います。一方がそう言う風に当局の出方待ち今みたいに当局は地主であるところの相手側待ちと言った様な事になりますと

6E-971

今話し合われているところの地域に関しては10年、20年、後も現状のまま続くのではないかと言う事が懸念されていますが何か計画についてもっと積極的に取り組んでおられるかどうか、そのへんをもう少し掘り下げて説明願います。僅かの面積ではございません。こと広範の面積であります。伊佐地先から大山地先、真志喜の下宇地泊まで相当広範囲な面積であります。

市長
伊佐地先の方、オーグムヤーの排水までは今測量を委託して設計にかかりつつあります。

3番
常識的には公有水面埋立こう言う言葉をひっつけない場合の土地造成はそれは低地を必要なところ迄上げて使える様な状態になすのも一つの土地造成であります。土地造成と言うことは必ずしも公有水面埋立丈を意味するもの

6E-792

ではありません。現在市債を起すことも伴て40万坪の公有水面埋立によって必要な土地を造成しようと言う大きな計画に基いておりますがその隣りに低地帯があるにも拘らず当然公有水面埋立と並行してこの問題は検討すべきであるのに拘らず今日現在においても具体的計画が練られていないと言う事は当局は土地造成と言う問題に対してどう言う風な考え方をされているのか飽くまでこの田んぼ地帯は地主の方の動きも具体的に出ていないからそれが出てからでいいじゃないかと言った様な考え方が当局にもしあるが為に当局自分の計画が練られていないんだとすれば公有水面埋立事業そのものも懸念されます。

公有水面埋立によるところの土地造成とその隣にある現在低地帯になっているところの土地造成とは・きり離せない問題であります。現在まで何等具体的にこう言う計画があると言う事を構想

6E-773

さえ示された事はない。ほったらかす積りですか。

市長
これは前々から申し上げてある事でありまして、その構想は充分ありますけれども予算が伴いますので予算が伴って始めて設計と言う事になりますのでこれはもう暫く待って下さい。

3番
予算が伴うのは設計作業に入る場合であります。構想は1セントもかかりません。

市長
構想は充分持っております。

3番
それならば構想そのものについてもあらかたは当然、いざその必要な場合になって相手の理解をより早くスムーズに得さしめる為にも予備知識を与える意味において大まかな構想は今から打出しておくべきだと私は思いますが、

それもなされていない。

市長.
これは伊佐、犬山の部落に対してそう言う構想で今後進めるかかとそれで充分市の構想は知かしてあります。

3番.
埋立現時点においては起債を手続きをやろうと言う最終段階に工事を着手する為の最終段階にきておりますが色々前準備が整った場合には20万坪の公有水面は2ヶ年間位ではやってのける こう言う計画で今やっております。順調に進んだ場合、その隣の田んぼ地帯はその後に手をつけかれますか。公有水面埋立完了以前に今の問題に手をつけかれますか。構想で~~構~~結構です。
どうしても公有水面の埋立と並行してやらないといかないとこれは色々の経費の問題にしても並行してやらねば経費の節減になると思いますので早目に計画をしてやりたいと思っています。

GE-995

3番
公有水面埋立問題と並行して該地域の造成をやると言う答弁を得ましたのでこの問題に関し質問を終ります。

8番
今先の質問の中に伊佐地先が設計なされていると言う説明でありましたがどの程度なされているか。

助役
お答えします。区画整理の今の1号線から海岸までのは区画整理を是非これと並行して進めていく為に地主の受入れが必要でありますのでその為には又やった方がよかろうと趣旨では何の説明にもならんから一応仮図面と言いますか。~~仮図面~~仮区画整理事業費が大体これ位そして仮換地してこう言う風にしたいと言う具体的なものを持って折衝しなければ具体的な案には進まないと思いますので現年度において伊佐

6E-776

の地域は委託して換地をすると発註してその期限については、発註してありますので今都計課長が調べておりますが既に発註済であります。

8番
この図面が出来れば部落との話し合いは直ぐやられるお考えですか。それと同時に今の質問の大山地先から字地泊地先迄の間直ぐやられますか。

助役
今の予算では伊佐丈になっておりますがずうとやっていかなくちゃいかんと思っています。

19番
大体で結構なんですが、埋立後の単位どれ位ですか。

助役
これは発表するのは差しひかえたいと思います。

19番

6E-977

じゃ、これは全部処分ですか。

助役
構想としましては大体この埋立事業の大きな目的が公共用地の確保と言う事が大きな目的になっておりますので、相当の公共用地を確保する。それによって採算がとれる様な計画になっています。

19番
公共用地をとると言うのは。

助役
当校用地、緑地帯とか公園とかそう言う公共用地を充分とって残りを処分と言う考え方です。

1番
起算の手続き方法なんですが利率に関係ありますのでお尋ねします。長期資金前借り制度これについて説明願います。

埋立委員長
これは事業が長いですので

当初はその都度借りていって
最後の段階でこれを長期に
きりかえる訳です。そう言っ
た訳です。例えば年度いっ
ぺんにこれ丈借りるんじゃな
いです。少しづつ借りていっ
て枠がこれ丈だと言う訳で
す。で最後の工事の仕上りの
場合は最高額それ丈いくその
場合にきりかえていく。

1番
あと1点お伺いします。只今の
埋立後の単価については公表をさ
し控えた方がいいとの事であ
りますがこの起債をした分の
償還財源これは殆んど埋立
地の買却がその大部分を
しめていますが。70年度から
償却財源として計上してあり
ます、買却代金これを計算
方法について只今の公表をし
ないと言う事とも関連しま
すか。

埋立委員長
そうであります。

議長

6E-479

質疑もうきた様でございますが打切る事にご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
ご異議ございませんので質疑を打切り　委員長の報告も終ります。

議長
本案に対し討論を求めます。

（討論省略と呼ぶ）

議長
討論を省略をすることに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
ご異議ございませんので討論を省略いたします。

議長
議案第21号市債を起すことについてを表決に付します。

6E-980

委員会案通り可決する事にご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長.
ご異議ございませんので市債を起すことについては委員会案通り可決決定いたします。

議長.
日程第5 議案第22号 公有水面埋立事業費を継続費とすることについてを議題といたします。本案も去った本会議におきまして埋立特別委員会に付託なっておりまして議長のところまで報告書が参っておりますので休憩中に局長をして朗読させます。

議長.
暫く休憩いたします。（11:32）
再開いたします。（11:33）

議長.
本案に対する埋立促進特別委員会長の報告を求めます。

6E-781

埋立委員長
ご報告致します。事業の内容が多年度にまたがってやられますので当然この事業費自体が継続費となるものだと言った様な観点から原案通り可決すべきものだと決定してございます。他に質疑ございましたら、質疑に答えたいと思います。

議長
本案について質疑を許します。

議長
暫く~~休~~休憩いたします。(11:34)
再開いたします。(11:34.)

議長
本案について質疑を打切り討論を省き委員長の報告を終ります。

議長
議案第22号公有水面埋立事業費を継続費とすることについて表決に付します。委員会案通り決定することにご異議ございませんか。

BE-782

（異議なしと呼ぶ）

議長
　ご異議ございませんので議案第22号公有水面埋立事業費を継続費とすることについては委員会案通り可決決定致します。

議長
　日程第6議案第23号1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算についてを議案題と致します。本案についても去った本会議において埋立促進特別委員会に付託なって議長に報告書が参っておりますので休憩中に局長をして朗読を致させます。

議長
　暫く休憩いたします。（11:35）
　再開いたします。（11:35.）

議長
　埋立促進特別委員長の報告を求めます。

埋立委員長
　ご報告致します。先だっての

BE-783

臨時会におきまして　色々物議をかもしました漁業者への見舞金の問題でございます。この漁業者に対する見舞金の問題については　乙通りございます。いわゆる定置漁業権なるものの設定がございまして　そう言う人達への見舞金と更に一般漁業者への見舞金がある訳でございますが、問題になりました点はこのいわゆる定置漁業権を有する組合がございまして　これに対する見舞金なるものが1.035ドル計上されている訳であります。問題はその漁業権の問題とか色々でございまして　又当局としましてもこの堤立を遂行する為にはそこから採土権の問題が関連しまして　そう言ったものに拘束されて　一応そう言った方々との間に先に配られました協約書と言うのが締結された様であります。従いまして問題は一応同し市民とそして行政の執行当局の間に取替された協約書の内容自体が今後ひっくりかえると言う事になった場合、住民からの不信感と言うものも打

6E-784

出される言った面も配慮いたしまして更に漁業権のその権利の問題についてでございますけれどもいわゆるこの協約書の内容をみますと、やはり見舞金と言う何でありまして それに対して今後 という言った様な形の変った漁業権に基くところの権利の主張が出てきやしないかと言った様な事が充分に考えられる訳であります、それで今後漁業権に基くところの一切の権利を宜野湾市に対しては絶対に主張はしないんだと言った様な条項を協約書の中に挿入し今後大きな事業を控えているので現在計上されたいわゆる予算の範囲内における見舞金の件を一応出すべきだとこう言った様な結論が出た次第であります。細部について質疑がございましたらお答えしたいと思います。

議長
本案について質疑を許します。

3番

6E-985

委員長報告の段階で当局に一点丈お伺いします。只今委員長の報告で説明されました様に見舞金即ち8節の報償費に計上された6,828ドルの中、1,035ドルはいわゆる定置漁業権と関連した網代なるものでありますが只今報告された様に可決案件に附帯意見を付しても法的拘束力がない事は今更説明する必要ありませんが更に予算案件に附帯意見をつけると言う事も例外措置であります。敢えてこの例外措置をせざるを得なかった理由が那辺にあるかは既にご存知のことと思いますが去った委員会でもその通りやる即ち協約書の中に漁業権に基く如何なる権利の主張も宜野湾市に対しては今後なさないと言う特別条項を挿入する事を前提にしてのみこの1,035ドルは支給できるんだと言う私の意見に対して市長はその通り同じ考え方をもっている。相手がそう言う特約条項をのんだ時に始めて1,035ドルは支給

BE-786

するんだと言う答弁でありましたが
本日の本会議にあきましても改
めてこの点に関して質問いたし
ます。今委員長から報告されつつ
あるところの委員会報告の附帯意
見これを尊重されますか。それに
従ってこの款項目に関する予
算執行をされますか。明確な
る回答をお願い致します。

市長.
お答えします。これを尊重します
そしてこれを履行して後に支払
をやる様に考えています。

3番.
只今市長から附帯意見を尊重す
ると言う確答を得ましたから.
附帯意見は只今の時点をもっ
て拘束力が発生しています。
明確に念頭において予算執行
をして下さい。以上であります。

議長.
ご質疑ない様でありますので
質疑を打切りたいと思いますが
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

6E-787

議長
ご異議ございませんので質疑を打切り委員長の報告も終ります。

議長
本案について討論を求めます。

議長
討論を省略することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
ご異議ございませんので討論を省略します。議案第73号1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算を表決に付します。
委員会案通り可決することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
ご異議ないと認め1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別

BE-988

会計追加更正予算については、委員会案通り可決決定いたします。

議長

以上をもちまして、1968年度第58回宜野湾市議会臨時会を閉じる事に致します。

閉会（11:45）

bE-789

上記会議録の次第は、書記が記載したもの
その内容の正確であることを証するためこ
する。

1965年 5月 23日

宜野湾市議会議長 古波

議事録署名議員 渡

議事録署名議員 宮城